

振興事業に係る事業計画書 作成者に対する低利融資制度 について(案)

振興事業貸付(振興事業促進支援融資制度)制度について

生活衛生営業者の経営力向上や資金調達の円滑化等を促進する観点から、「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」を策定し、一定の会計書類(平成 23 年3月●日付け厚生労働省生活衛生課)を備えている生活衛生営業者に対して、振興事業貸付(振興事業特定施設設備及び事業計画策定者が必要とする運転資金)制度に定める貸付利率から0.15%を控除するもの。

	内 容
目的	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(以下「生衛法」という。)に基づく振興計画を策定した組合の組合員が、経営状況の把握や経営者自身による事業の説明能力の向上等のために、現状と課題の分析や課題解決の方策と目標等を記載した事業計画書を策定するとともに一定の会計書類(青色申告を行っている者、又は今後1年以内に青色申告を行う者等)を備えることで、経営基盤が脆弱で信用力の乏しい生活衛生営業者の経営力向上を促し、ひいては零細事業者が大多数を占め、生衛法の目的とされる生活衛生営業者の資金調達の円滑化等に寄与することを目的とする。
貸付対象	振興事業貸付制度に定める資金使途
貸付限度	振興事業貸付制度に定める貸付限度額
貸付期間	振興事業貸付制度に定める貸付期間以内
貸付利率	振興事業貸付制度に定める貸付利率から0.15%を控除した利率

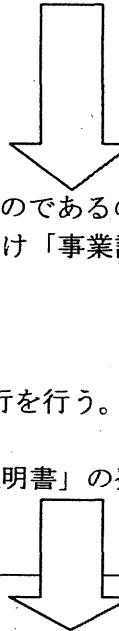
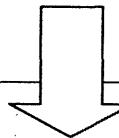
振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書の位置づけ

振興事業貸付は、個々の事業者が生活衛生同業組合により策定された「振興計画」（注）に基づき事業を実施することを促進し、もって生活衛生営業者（以下「生衛業」という）の振興を推進するための制度である。

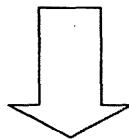
振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書（以下、「事業計画書」という。）は、個々の事業者が振興計画に基づく具体的な事業計画の策定を行い、組合の確認を受けることで、自主的・具体的な振興計画の取組を推進するとともに、「現状と課題の分析」や「課題解決の方策と目標」等を記載し、経営状況の把握や経営者自身による事業の説明能力の向上等により、生衛業の振興を一層推進するためのものであり、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に根拠をもつ合理的なものである。

（注）「振興計画」とは、厚生労働大臣が生衛業の振興を図るために示す「振興指針」について、その具体的な取り組みの促進を図るために各組合が策定し、厚生労働大臣の認定を受けるものである。

振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書の取扱についての流れ(案)

現在の流れ	検討改正案
<p>申込人（事業者という）は、必要に応じて各都道府県指導センターに相談及び指導を受け、「事業計画書」を作成し、組合に提出する。</p> <p>組合は、振興計画に基づくものであるのか必要に応じて各都道府県指導センターに相談及び指導を受け「事業計画書」の確認を行う。</p> <p>組合は、「資金証明書」の発行を行う。所定欄に、「事業計画書」の確認を行ったことを記載する。</p> <p>事業者は、組合から「資金証明書」の発行を受ける。</p> 	<p>申込人（事業者という）は、必要に応じて各都道府県指導センターに相談及び指導を受け、「事業計画書」を作成し、会計書類を準備して組合の確認を受ける。</p> <p>※1 会計書類は、原則、青色申告書 〔開業予定者や決算実績のない者は、創業計画書 白色申告者は、白色申告書など〕</p> <p>組合は、振興計画に基づくものであるのか必要に応じて各都道府県指導センターに相談及び指導を受け、「事業計画書」の確認を行う。 <u>また、指定された会計書類が、事業者において準備されていることを確認する。</u> <u>「事業計画書」の所定の欄に、確認した会計書類について記載する。</u></p> <p>組合は、「資金証明書」の発行を行う。所定欄に、「事業計画書」の確認を行ったことを記載する。</p> <p>事業者は、組合から「資金証明書」の発行を受ける。</p> 

「事業計画書」は事業者が保管し、組合は当該事業者に対して、経営指導等のフォローアップを特別相談員が行う。



事業者は、日本公庫に申し込みに行く。「資金証明書」を提出する。

「事業計画書」は事業者が保管し、組合は事業者に対して、経営指導等のフォローアップを組合の特別相談員が行う。※2

計画期間終了後は、組合の特別相談員によるフォローアップを行い、その結果について組合において集約し、厚生労働省の別途定める方法により都道府県指導センター、全国指導センター、厚生労働省に報告する。

※2 都道府県指導センターは、生衛組合が資金証明書の発行や事業計画書の確認を行うに際して、相談・指導を行っているが、これをより推進するため、改めて通知を予定。

事業者は、日本公庫に申し込みに行く。「資金証明書」と共に「事業計画書」のコピーを提出する。「事業計画書」は融資審査の参考資料とする。

記載例

振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書(案)

事 項	内 容
振興計画上の位置付け	衛生に関する知識及び意識の向上・禁煙等に関する対策
計画期間	平成23年4月〇日～平成24年4月〇日
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗が駅前にあるが、景気の低迷等により、売上高が思ったほど伸びていない。 ・開店後15年経過し店舗の汚れが目立っている。 ・周辺地区には飲食店が多数存在しており、最近女性向けのカフェが増えており、ランチ時にOL客を取られているほか、価格競争が激しく利幅が薄い。
経営課題	<ul style="list-style-type: none"> ・立地条件を生かして若い女性をメイン・ターゲットに新たな客層を取り込みたい。 ・厨房の設備を更新し、省エネルギーにも配慮するとともに、衛生水準の向上を図るなど、さわやかな店舗イメージを形成したい。 ・店内喫煙可であることが、特に女性客に敬遠される要因となっている。
経営課題の解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入商品の見直しや人件費減等により、経費の削減を図る。 ・店舗を改修し、明るく衛生的なイメージとする。 ・厨房をシステムキッチンに更新するとともに、冷蔵庫を買い換える。 ・ヘルシーメニューの導入を行う。 ・ランチタイムの禁煙を行う。 ・従業員への教育を徹底し、ヘルシーメニューの説明、接遇などの技能の向上を図る。
必要な費用・目標達成期間・資金調達計画	<p>①必要な費用 ○○千円（詳細は借入申込書参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗改修費用 ○○千円（見積書 別添1） ・設備導入費用 ○○千円（見積書 別添2） <p>②目標達成期間 約1年</p> <p>③資金調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資金 ○○千円 ・日本公庫 ○○千円
期待される成果又は見込まれる効果等	<p>①総カロリー表示、塩分量表示を行い、新たな客層の開拓を目指す。</p> <p>②省エネルギー対応の冷蔵設備の導入により、エネルギー消費量を〇%削減。</p> <p>③ヘルシーメニューの開発・提供と、ランチタイムの禁煙により、〇%の売上げ増を伸ばす（特にランチの売上げ〇%増）。</p> <p>⇒①～③の成果により、収益を〇年以内に〇%増加させる。</p>

平成23年 4月〇〇日

事業計画書及び会計書類を提出します。

(商号又は法人名) キッチン〇〇

(住所又は所在地) ○○県▲▲市△△町1-2-3

(事業主又は代表者名) 田中 花子 印

上記事業計画について、確認済みである。

会計書類は、青色申告書 その他 () を確認した。

平成23年 4月〇〇日

(組合名) ○○県飲食業生活衛生同業組合

(理事長名) 中田 一郎 印

組合記入欄 (この欄は記入しないでください)	事業成果についての組合長の評価、所見等 (計画の内容に応じて1～3年後に組合長が記入)	平成 年 月 日記載
---------------------------	--	------------

振興事業に係る資金証明書

借入申込者	(商号又は法人名) (住所又は所在地) (申込者又は代表者名)
	印
資金区分	1. 設備資金及び運転資金 2. 設備資金 3. 運転資金
	※該当するものに○印を付けて下さい。
振興計画に基づく事業を行うので、標記証明書の交付方依頼します。 なお、標記証明書に基づき株式会社日本政策金融公庫から <u>基準利率等から低減された特別な利率にて</u> 借受けた融資金について振興計画に基づく事業を実施していないと認められた場合は、基準利率に変更 することを承諾します。	
年 月 日	

上記借入申込者は、当組合の組合員であり、上記資金は次の事項について確認したこと（○印を付したもの）を証明する。

1. 振興事業に係るものであること及び事業者の会計書類を準備していることを確認し、事業計画書の確認を受けたものであること 2. 振興事業に係るものであること

なお、振興計画に基づく事業を実施していないと認められた場合の適用利率の変更措置については、
上記借入申込者に説明済みである。

年 月 日

(組合名) _____
(理事長名) _____

「一定の会計書類」について

平成23年3月23日

厚生労働省健康局生活衛生課

「一定の会計書類」とは、策定された事業計画の的確な遂行を担保するため、適正な経営管理を行っていることが確認できる会計書類を指し、原則青色申告書とする。

対象者は、青色申告をしている者、又は今後1年以内に青色申告を行う者を前提とし、以下の取扱いとする。

また、例外として、白色申告をしている者、業歴が浅く決算実績のない者及び開業予定者については、以下の条件を付した取扱いとする。

○青色申告書を添付する営業者の場合

税務署の收受印がある青色申告書（青色決算書を含む）とする。青色申告書は複式簿記による経理処理のもと作成されるものであり、適正な経営管理を行っていることや営業者の経営の透明性を示すものである。また、当該融資の返済財源の確認資料としても活用が可能である。

○白色申告書を添付する営業者の場合

白色申告書とする。白色申告書は、一定の経営把握に基づき作成される申告書であり、適正な経営管理を行っていることを示すものである。

なお、必要に応じて経営状況が確認できる資料（例：現金出納帳、売上帳等）を添付する。

また、都道府県センターの経営指導員が生活衛生関係営業者に対する指導を行い、青色申告への移行を促すものとする。

○業歴が浅く決算実績のない営業者及び開業予定者の場合

開業予定者にあっては、日本公庫が融資を行う際に使用している「創業計画書」を一定の会計書類とする。これは創業の動機や事業の経験や今後の事業の見通しを把握できるので、融資実行後も返済が確実に見込まれる等、開業予定者の今後の経営状態を把握できる。

なお、業歴が浅く決算実績がない営業者にあっては、「創業計画書」を準用し、

経営実績にもとづきこれを作成するものとするほか、必要に応じて経営状況を確認できる資料を添付する。

また、都道府県センターの経営指導員が生活衛生関係営業者に対する指導を行い、青色申告への移行を促すものとする。